

改正案

現行

<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第五条）</p> <p>第二章 役員及び職員（第六条 第十三条）</p> <p>第三章 業務等（第十四条・第十五条）</p> <p>第四章 雑則（第十六条 第十九条）</p> <p>第五章 罰則（第二十条・第二十一条）</p> <p>附則</p> <p>（緊急の必要がある場合の主務大臣の要求）</p> <p>第十六条 主務大臣は、原子力災害（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第二条第一号に規定する原子力災害をいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、放射線による人体の障害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、研究所に対し、第十四条に規定する業務のうち必要な業務の実施を求めることができる。</p> <p>2 研究所は、主務大臣から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。</p> <p>（主務大臣等）</p> <p>第十七条 研究所に係るこの法律及び通則法における主務大臣は、次のとおりとする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第五条）</p> <p>第二章 役員及び職員（第六条 第十三条）</p> <p>第三章 業務等（第十四条・第十五条）</p> <p>第四章 雑則（第十六条 第十七条）</p> <p>第五章 罰則（第十八条・第十九条）</p> <p>附則</p> <p>（主務大臣等）</p> <p>第十六条 研究所に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。</p> <p>（新設）</p>
--	---

「役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、文部科学大臣

「第十四条に規定する業務のうち、原子炉の運転等により生じた事故により放出された放射性物質から放出された放射線又は原子炉の運転等により生じた事故により放出された放射線（以下この号において「事故由来放射線」という。）の人体への影響並びに事故由来放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に係るものに関する事項については、文部科学大臣及び原子力規制委員会

三 第十四条に規定する業務のうち前号に規定する業務以外のものに関する事項については、文部科学大臣

2| 研究所に係る通則法における主務省は、文部科学省とする。

3| 研究所に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

（独立行政法人評価委員会の意見）

第十八条 前条第一項第二号に規定する業務に関する通則法第二十八條第三項、第二十九條第三項、第三十條第三項及び第三十五條第二項の規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び環境省の独立行政法人評価委員会」とする。

2| 文部科学省の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、前条

（新設）

第一項第二号に規定する業務に関し、環境省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

「通則法第三十二条第一項又は第三十四条第一項の規定による評価を行うおとすとき。

「通則法第三十二条第三項後段（通則法第三十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による勧告をしようとするとき。

第十九条（略）

第五章 罰則

第二十条（略）

第二十一条（略）

第十七条（略）

第五章 罰則

第十八条（略）

第十九条（略）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「循環型社会」とは、製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこのれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分（ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のものをいう。以下同じ。）としての処分をいう。以下同じ。）が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。</p> <p>2 （略）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品（現に使用されているものを除く。）又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品（前号に掲げる物を除く。）</p> <p>3～8 （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「循環型社会」とは、製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこのれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分（<u>廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）</u>第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）としての処分をいう。以下同じ。）が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。</p> <p>2 （略）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品（現に使用されているものを除く。）又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品（前号に掲げる物並びに放射線物質及びこれによつて汚染された物を除く。）</p> <p>3～8 （略）</p>

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第百六十六号。以下「原子炉等規制法」という。)<u>第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉(次号において単に「実用発電用原子炉」という。)</u></p> <p>二 原子炉等規制法<u>第二条第五項に規定する発電用原子炉(実用発電用原子炉を除く。)</u>であつて、政令で定めるもの</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 特定加工(原子炉等規制法<u>第二条第八項に規定する加工のうち、使用済燃料の再処理により使用済燃料から分離された核燃料物質の加工をいう。以下同じ。)</u></p> <p>三・四 (略)</p> <p>6 16 (略)</p> <p>(基本方針)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第百六十六号。以下「原子炉等規制法」という。)<u>第二十三条第一項第一号に規定する実用発電用原子炉</u></p> <p>二 原子炉等規制法<u>第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉であつて、政令で定めるもの</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 特定加工(原子炉等規制法<u>第二条第七項に規定する加工のうち、使用済燃料の再処理により使用済燃料から分離された核燃料物質の加工をいう。以下同じ。)</u></p> <p>三・四 (略)</p> <p>6 16 (略)</p> <p>(基本方針)</p>

<p>第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 経済産業大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、原子力委員会(前項第四号及び第五号に掲げる事項で安全の確保のための規制に関するもの)にあっては、<u>原子力規制委員会</u>(<u>員会</u>)の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 5 6 (略)</p> <p>(最終処分計画)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 経済産業大臣は、最終処分計画を定めようとするときは、あらかじめ、原子力委員会(前項第四号に掲げる事項で安全の確保のための規制に関するもの)にあっては、<u>原子力規制委員会</u>(<u>員会</u>)の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 5 7 (略)</p>	<p>第三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 経済産業大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、原子力委員会(前項第四号及び第五号に掲げる事項で安全の確保のための規制に関するもの)にあっては、<u>原子力安全委員会</u>(<u>員会</u>)の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 5 6 (略)</p> <p>(最終処分計画)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 経済産業大臣は、最終処分計画を定めようとするときは、あらかじめ、原子力委員会(前項第四号に掲げる事項で安全の確保のための規制に関するもの)にあっては、<u>原子力安全委員会</u>(<u>員会</u>)の意見を聴かなければならない。</p> <p>4 5 7 (略)</p>
--	--

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百二十二号）（附則第三十一条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>（武力攻撃原子力災害への対処）</p> <p>第百五条 原子力防災管理者（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第九条第一項の原子力防災管理者をいう。第百九十二条第二号において同じ。）は、武力攻撃に伴って、放射性物質又は放射線が原子力事業所（同法第二条第四号の原子力事業所をいう。第七項において同じ。）外（事業所外運搬（同条第二号の事業所外運搬をいう。以下同じ。）の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外。第七項において同じ。）へ放出され、又は放出されるおそれがあると認めるときは、政令で定めるところにより、直ちに、その旨を原子力規制委員会、所在都道府県知事（同法第七条第二項の所在都道府県知事をいう。以下この条において同じ。）及び関係周辺都道府県知事（同条第二項の第四項において同じ。）及び関係周辺都道府県知事（同条第二項の第四項において同じ。）に（事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあっては、原子力規制委員会及び国土交通大臣並びに当該事実が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に）通報しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係周辺都道府県知事は、関係</p>	<p>（武力攻撃原子力災害への対処）</p> <p>第百五条 原子力防災管理者（原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第九条第一項の原子力防災管理者をいう。第百九十二条第二号において同じ。）は、武力攻撃に伴って、放射性物質又は放射線が原子力事業所（同法第二条第四号の原子力事業所をいう。第七項において同じ。）外（事業所外運搬（同条第二号の事業所外運搬をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外。第七項において同じ。）へ放出され、又は放出されるおそれがあると認めるときは、政令で定めるところにより、直ちに、その旨を指定行政機関の長（同法第三十四条第二項に規定する主務大臣に限る。以下この項から第四項まで及び次条において同じ。）に（事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあっては、指定行政機関の長並びに当該事実が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市</p>

周辺市町村長（同項の関係周辺市町村長をいう。）にその旨を通報するものとする。

2 原子力規制委員会（事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあつては、原子力規制委員会及び国土交通大臣）は、前項前段の規定による通報を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その旨を対策本部長に報告するとともに、関係指定公共機関に通知しなければならない。

3 所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事（事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあつては、当該事実が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長。次項において同じ。）は、第一項に規定する事実があると認めるときは、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その旨を原子力規制委員会（事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあつては、原子力規制委員会及び国土交通大臣）に通報しなければならない。

4 第二項の規定は、原子力規制委員会（事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあつては、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下この項において同じ。）が第一項に規定する事実があると認めるとき、又は原子力規制委員会の長が前項の規定による通報を受けたときについて準用する。この場合において、原子力規制委員

町村長に）通報しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係隣接都道府県知事は、関係周辺市町村長（同項の関係周辺市町村長をいう。）にその旨を通報するものとする。

2 指定行政機関の長は、前項前段の規定による通報を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その旨を対策本部長に報告するとともに、関係指定公共機関に通知しなければならない。

3 所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事（事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあつては、当該事実が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長。次項において同じ。）は、第一項に規定する事実があると認めるときは、それぞれその国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その旨を指定行政機関の長に通報しなければならない。

4 第二項の規定は、指定行政機関の長が第一項に規定する事実があると認めるとき、又は指定行政機関の長が前項の規定による通報を受けたときについて準用する。この場合において、指定行政機関の長は、併せて所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事並びに原子力事業者（原子力災害対策特別措置法

会は、併せて所在都道府県知事、所在市町村長及び関係周辺都道府県知事並びに原子力事業者（原子力災害対策特別措置法第二条第三号の原子力事業者をいう。第十三項において同じ。）に通知しなければならない。

5 第一項後段の規定は、所在都道府県知事及び関係周辺都道府県知事が前項後段の規定による通知を受けた場合について準用する。この場合において、第一項後段中「通報する」とあるのは、「通知する」と読み替えるものとする。

6～11（略）

12 対策本部長は、第七項の場合において、応急対策を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、同項の公示を取り消す旨の公示をするものとする。

13 原子力災害対策特別措置法第二十五条の規定は第一項に規定する事実が発生した場合について、同法第二十六条の規定は第七項の公示があつた場合について、同法第二十七条の規定は前項の規定による公示があつた場合について準用する。この場合において、同法第二十五条第一項中「第十条第一項の政令で定める事象」とあるのは「第一項に規定する事実」と、同項及び同条第二項中「の定めるところにより」とあるのは「で定める例により」と、同条第一項並びに同法第二十六条第一項第一号、第二号及び第五号中

第二条第三号の原子力事業者をいう。第十三項において同じ。）に通知しなければならない。

5 第一項後段の規定は、所在都道府県知事及び関係隣接都道府県知事が前項後段の規定による通知を受けた場合について準用する。この場合において、第一項後段中「通報する」とあるのは、「通知する」と読み替えるものとする。

6～11（略）

12 対策本部長は、第七項の場合において、応急対策を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、原子力安全委員会の意見を聴いて、同項の公示を取り消す旨の公示をするものとする。

13 原子力災害対策特別措置法第二十五条の規定は第一項に規定する事実が発生した場合について、同法第二十六条の規定は第七項の公示があつた場合について、同法第二十七条の規定は前項の規定による公示があつた場合について準用する。この場合において、同法第二十五条第一項中「第十条第一項の政令で定める事象」とあるのは「第一項に規定する事実」と、同項及び同条第二項中「の定めるところにより」とあるのは「で定める例により」と、同条第一項並びに同法第二十六条第一項第一号、第二号及び第五号中

「原子力災害」とあるのは「武力攻撃原子力災害」と、同法第二十五条第二項中「事象」とあるのは「事実」と、同法第二十六条（見出しを含む。）中「緊急事態応急対策」とあるのは「応急対策」と、同法第一項第一号中「原子力緊急事態宣言」とあるのは「第七項の公示の内容」と、「避難の勧告又は指示」とあるのは「住民の避難」と、同項第八号中「原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止」とあるのは「武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大の防止」と、同条第二項中「原子力緊急事態宣言」とあるのは「第七項の公示」と、「原子力緊急事態解除宣言」とあるのは「前項の規定による公示」と、同項及び同法第二十七条第二項中「指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関」とあるのは「指定行政機関の長等」と、「法令、防災計画、原子力災害対策指針又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより」とあるのは「法令の規定に基づき、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより（原子力事業者については、原子力事業者防災業務計画で定める例により）」と、同法第二十六条第三項及び第二十七条第三項中「法令、防災計画、原子力災害対策指針又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより」とあるのは「法令若しくは指定行政機関及び地方公共団体の国民の保護に関する計画で定

「原子力災害」とあるのは「武力攻撃原子力災害」と、同法第二十五条第二項中「主務大臣」とあるのは「指定行政機関の長（原子力災害対策特別措置法第三十四条第二項に規定する主務大臣に限る。）」と、「事象」とあるのは「事実」と、同法第二十六条（見出しを含む。）中「緊急事態応急対策」とあるのは「応急対策」と、同条第一項第一号中「原子力緊急事態宣言」とあるのは「第七項の公示の内容」と、「避難の勧告又は指示」とあるのは「住民の避難」と、同項第八号中「原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止」とあるのは「武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大の防止」と、同条第二項中「原子力緊急事態宣言」とあるのは「第七項の公示」と、「原子力緊急事態解除宣言」とあるのは「前項の規定による公示」と、同項及び同法第二十七条第二項中「指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関」とあるのは「指定行政機関の長等」と、「法令、防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより」とあるのは「法令の規定に基づき、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより（原子力事業者については、原子力事業者防災業務計画で定める例により）」と、同法第二十六条第三項及び第二十七条第三項中「法令、防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより」とあるのは

めるところにより、又は原子力事業者防災業務計画で定める例により」と、「地方公共団体の長その他の執行機関」とあるのは「地方公共団体の長等」と、同条の見出し並びに同条第二項及び第三項中「原子力災害事後対策」とあるのは「事後対策」と、同条第一項中「原子力災害事後対策は」とあるのは「事後対策（前項の規定による公示があつた時以後において、武力攻撃原子力災害の発生若しくはその拡大の防止又は武力攻撃原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策をいう。以下この条において同じ。）は」と、同項第一号及び第三号中「原子力災害事後対策実施区域」とあるのは「緊急事態緊急対策実施区域その他」と、同項第四号中「原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧」とあるのは「武力攻撃原子力災害の発生若しくはその拡大の防止又は武力攻撃原子力災害の復旧」と読み替えるものとする。

14 (略)

(原子炉等に係る武力攻撃災害の発生等の防止)

第六十六条 原子力規制委員会（事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあつては、原子力規制委員会及び国土交通大臣）は、武力攻撃事態等において、核燃料物質（原子力基本法（昭和三十年法律

「法令若しくは指定行政機関及び地方公共団体の国民の保護に関する計画で定めるところにより、又は原子力事業者防災業務計画で定める例により」と、「地方公共団体の長その他の執行機関」とあるのは「地方公共団体の長等」と、同条の見出し並びに同条第二項及び第三項中「原子力災害事後対策」とあるのは「事後対策」と、同条第一項中「原子力災害事後対策」とあるのは「事後対策（前項の規定による公示があつた時以後において、武力攻撃原子力災害の発生若しくはその拡大の防止又は武力攻撃原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策をいう。以下この条において同じ。）は」と、同項第一号中「緊急事態緊急対策実施区域その他」とあるのは「緊急事態緊急対策実施区域その他」と、同号及び同項第三号中「緊急事態緊急対策実施区域等」とあるのは「緊急事態緊急対策実施区域等」と、同項第四号中「原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧」とあるのは「武力攻撃原子力災害の発生若しくはその拡大の防止又は武力攻撃原子力災害の復旧」と読み替えるものとする。

14 (略)

(原子炉等に係る武力攻撃災害の発生等の防止)

第六十六条 指定行政機関の長は、武力攻撃事態等において、核燃料物質（原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）第三条第二号の核燃料物質をいう。以下この条において同じ。）若しくは核燃料

第八十六号) 第三条第二号の核燃料物質をいう。以下この条において同じ。) 若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉(同条第四号の原子炉をいう。以下この条において同じ。)に係る武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十六号)第六十四条第一項に規定する者に対し、同条第三項各号に掲げる区分に応じ、同項の製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物管理施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設の使用の停止、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の所在場所の変更その他当該核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉に係る武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(放射性物質等による汚染の拡大の防止)

第七十七条 (略)

2・3 (略)

(削る)

料物質によって汚染された物又は原子炉(同条第四号の原子炉をいう。以下この条において同じ。)に係る武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第六十六号)第六十四条第一項に規定する者に対し、同条第三項各号に掲げる区分に応じ、同項の製錬施設、加工施設、原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物管理施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設の使用の停止、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の所在場所の変更その他当該核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉に係る武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(放射性物質等による汚染の拡大の防止)

第七十七条 (略)

2・3 (略)

4 内閣総理大臣は、放射性降下物による障害の防止に関する対策について、原子力安全委員会に対し、汚染の拡大を防止するための措置の実施に関する技術的事項に関し必要な助言を求めると

かひきる。

(準用)

第八十三條 (略)

(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)
(略)	(略)	(略)
第五十一條第一項	(略)	(略)
第五十二條第二項	次條	第八十三條において準用する次條
(略)	(略)	(略)

第八十八條 第三條第三項(同條第五項(第八十三條において準用する場合を含む。))及び第八十三條において準用する場合を含む。)の規定による指定行政機關の長若しくは指定地方行政機關の長若しくは地方公共団体の長の命令又は第六條(第八十三條において準用する場合を含む。))の規定による原子力規制委員會(事業所外運搬に係る事實の發生の場合にあつては、原子力規制委員會及び国土交通大臣)の命令に従わなかつた者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十二條 (略)

一 (略)

(準用)

第八十三條 (略)

(略)	(略)	(略)
第五十一條第一項及び第五十二條第二項	次條	第八十三條において準用する次條
(略)	(略)	(略)
第五十一條第一項	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)

第八十八條 第三條第三項(同條第五項(第八十三條において準用する場合を含む。))及び第八十三條において準用する場合を含む。)の規定による指定行政機關の長若しくは指定地方行政機關の長若しくは地方公共団体の長の命令又は第六條(第八十三條において準用する場合を含む。))の規定による指定行政機關の長に從わなかつた者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十二條 (略)

一 (略)

二 第二百五条第一項前段（第八十三條において準用する場合を含む。）の規定に違反して、原子力規制委員会（事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあつては、原子力規制委員会及び国土交通大臣）又は関係地方公共団体の長に通報しなかつた原子力防災管理者

三 第二百五条第七項（第八十三條において準用する場合を含む。）の規定に違反して、国宝又は特別史跡名勝天然記念物の滅失、毀損その他の被害を防止するため必要な措置の実施を拒み、又は妨げた者

二 第二百五条第一項前段（第八十三條において準用する場合を含む。）の規定に違反して、指定行政機関の長又は関係地方公共団体の長に通報しなかつた原子力防災管理者

三 第二百五条第七項（第八十三條において準用する場合を含む。）の規定に違反して、国宝又は特別史跡名勝天然記念物の滅失、き損その他の被害を防止するため必要な措置の実施を拒み、又は妨げた者

改正案	現行
<p>（業務の範囲）            第十七条（略）            一～四（略）            五（略）            イ 機構の業務に伴い発生した放射性廃棄物（<u>実用発電用原子炉</u>（附則第二条第一項及び第三条第一項の規定により機構が承継した放射性廃棄物（以下「承継放射性廃棄物」という。）を含む。）及び機構以外の者から処分の委託を受けた放射性廃棄物（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）<u>第四十三条の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。</u>第二十八条第一項第四号口において同じ。）及びその附属施設並びに原子力発電と密接な関連を有する施設で政令で定めるものから発生したものを除く。）の埋設の方法による最終的な処分（以下「埋設処分」という。）            口（略）            六～九（略）            （主務大臣等）            第二十八条（略）</p>	<p>（業務の範囲）            第十七条（略）            一～四（略）            五（略）            イ 機構の業務に伴い発生した放射性廃棄物（附則第二条第一項及び第三条第一項の規定により機構が承継した放射性廃棄物（以下「承継放射性廃棄物」という。）を含む。）及び機構以外の者から処分の委託を受けた放射性廃棄物（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）<u>第二十三条第一項第一号に規定する実用発電用原子炉及びその附属施設並びに原子力発電と密接な関連を有する施設で政令で定めるものから発生したものを除く。）の埋設の方法による最終的な処分（以下「埋設処分」という。）</u>            口（略）            六～九（略）            （主務大臣等）            第二十八条（略）</p>

一（二）（略）

三 第十七条に規定する業務（次号に規定するものを除く。）に関する事項については、文部科学大臣及び原子力規制委員会

四 第十七条第一項第三号に掲げる業務及びこれに関連する同項第四号に掲げるもの（これらに附帯する業務を含む。）並びに埋設処分業務等（次に掲げる放射性廃棄物に係るものに限る。）に関する事項については、文部科学大臣、経済産業大臣及び原子力規制委員会

イ（略）

ロ 機構以外の者から処分の委託を受けた放射性廃棄物であつて、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉及びその附属施設並びに原子力発電と密接な関連を有する施設で政令で定めるものから発生したもの

2（4）（略）

（独立行政法人評価委員会の意見の聴取等）

第二十九条 次の各号に掲げる規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 通則法第三十八条第三項、第四十四条第四項、第四十六条の二第五項（前条第一項第四号に規定する業務に係る政府出資等に係る不要財産に係る部分に限る。）、第四十六条の三第六項（同号

一（二）（略）

三 第十七条に規定する業務（次号に規定するものを除く。）に関する事項については、文部科学大臣

四 第十七条第一項第三号に掲げる業務及びこれに関連する同項第四号に掲げるもの（これらに附帯する業務を含む。）並びに埋設処分業務等（次に掲げる放射性廃棄物に係るものに限る。）に関する事項については、文部科学大臣及び経済産業大臣

イ（略）

ロ 機構以外の者から処分の委託を受けた放射性廃棄物であつて、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二十三条第一項第四号に掲げる原子炉及びその附属施設並びに原子力発電と密接な関連を有する施設で政令で定めるものから発生したもの

2（4）（略）

（独立行政法人評価委員会の意見の聴取等）

第二十九条 次に掲げる規定の適用については、これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び経済産業省の独立行政法人評価委員会」とする。

一 通則法第三十八条第三項、第四十四条第四項、第四十六条の二第五項（前条第一項第四号に規定する業務に係る政府出資等に

に規定する業務に係る民間等出資に係る不要財産に係る部分に限る。）及び第四十八条第二項（同号に規定する業務の用に供する重要な財産に係る部分に限る。）の規定 これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び経済産業省の独立行政法人評価委員会」とする。

「前条第一項第四号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定 これらの規定中「評価委員会」とあるのは、「評価委員会並びに経済産業省及び環境省の独立行政法人評価委員会」とする。

2 文部科学省の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、前条第一項第四号に掲げる業務に関し、経済産業省及び環境省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

一（二）（略）

係る不要財産に係る部分に限る。）（第四十六条の三第六項）（同号に規定する業務に係る民間等出資に係る不要財産に係る部分に限る。）及び第四十八条第二項（同号に規定する業務の用に供する重要な財産に係る部分に限る。）の規定

「前条第一項第四号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定

2 文部科学省の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、前条第一項第四号に掲げる業務に関し、経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

一（二）（略）

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成十七年法律第四十八号）（附則第三十三条関係）  
 （傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、「使用済燃料」とは、<u>实用発電用原子炉</u>（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号。以下「原子炉等規制法」という。）<u>第四十三条の四第一項に規定する实用発電用原子炉をいう。</u>第五項において同じ。）において燃料として使用した核燃料物質（原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）<u>第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。</u>以下同じ。）をいう。</p> <p>2）6（略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、「使用済燃料」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号。以下「原子炉等規制法」という。）<u>第二十三条第一項第一号に規定する实用発電用原子炉において燃料として使用した核燃料物質（原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）<u>第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。</u>以下同じ。）をいう。</u></p> <p>2）6（略）</p>

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第八十五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 この節において「電源立地対策」とは、発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第七条（同法第十条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づく交付金（第九十二条第三項及び第五項において「周辺地域整備交付金」という。）の交付及び同法第二条に規定する発電用施設（次項において「発電用施設」という。）の周辺の地域における安全対策のための財政上の措置その他の発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資するための財政上の措置（発電の用に供する施設の設置又は改造及び技術の開発を主たる目的とするものを除く。）で政令で定めるものをいう。</p> <p>5（略）</p> <p>一（略）</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>（削る）</p> <p>ハ（略）</p>	<p>（目的）</p> <p>第八十五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 この節において「電源立地対策」とは、発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第七条（同法第十条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づく交付金（第九十二条第三項及び第五項において「周辺地域整備交付金」という。）の交付及び同法第二条に規定する発電用施設（次項において「発電用施設」という。）の周辺の地域における安全対策のための財政上の措置その他の発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資するための財政上の措置（<u>独立行政法人原子力安全基盤機構</u>に対する交付金の交付を含み、発電の用に供する施設の設置又は改造及び技術の開発を主たる目的とするものを除く。）で政令で定めるものをいう。</p> <p>5（略）</p> <p>一（略）</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ <u>独立行政法人原子力安全基盤機構</u>に対する交付金の交付</p> <p>ニ（略）</p>

㉓ (略)

二・三 (略)

6 (略)

(歳入及び歳出)

第八十八条 (略)

2 (略)

一 (略)

イ〜二 (略)

ホ 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十

九条第三項及び独立行政法人日本原子力研究開発機構法(平

成十六年法律第百五十五号)第二十一条第三項の規定による

納付金であつて、この勘定に帰属するもの

へ (略)

二 (略)

イ (略)

ロ 第八十五条第五項第一号イ及びロの交付金

ハ (略)

ニ 第八十五条第五項第一号ハ及び二の補助金(交付金、委託

費その他の給付金を含む。)

㉔ (略)

二・三 (略)

6 (略)

(歳入及び歳出)

第八十八条 (略)

2 (略)

一 (略)

イ〜二 (略)

ホ 独立行政法人原子力安全基盤機構法(平成十四年法律第百

七十九号)第十五条第三項、独立行政法人新エネルギー・産

業技術総合開発機構法第十九条第三項及び独立行政法人日本

原子力研究開発機構法(平成十六年法律第百五十五号)第二

十一条第三項の規定による納付金であつて、この勘定に帰属  
するもの

へ (略)

二 (略)

イ (略)

ロ 第八十五条第五項第一号イからハまでの交付金

ハ (略)

ニ 第八十五条第五項第一号ニ及びホの補助金(交付金、委託

費その他の給付金を含む。)

3

ホ  
ル  
(略)

3

ホ  
ル  
(略)

放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（平成十九年法律第三十八号）（附則第三十五条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>第七条 特定核燃料物質（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二十条第六項に規定する特定核燃料物質をいう。）を窃取し、又は強取することを告知して脅迫し、義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求した者は、五年以下の懲役に処する。</p>	<p>第七条 特定核燃料物質（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二十条第五項に規定する特定核燃料物質をいう。）を窃取し、又は強取することを告知して脅迫し、義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求した者は、五年以下の懲役に処する。</p>

改正案	現行
<p>（負担金の納付）</p> <p>第三十八条（略）</p> <p>一 实用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第百六十六号。以下この号及び次号において「原子炉等規制法」という。）第四十三条の四第一項に規定する实用発電用原子炉をいう。次号において同じ。）に係る原子炉等規制法第二十三条第一項の許可を受けた者</p> <p>二 实用再処理施設（原子炉等規制法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設のうち实用発電用原子炉において燃料として使用した核燃料物質（原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。）に係る再処理（原子炉等規制法第二十一条第九項に規定する再処理をいう。）を行うものとして政令で定めるものをいう。）に係る原子炉等規制法第四十四条第一項の指定を受けた者</p> <p>24（略）</p>	<p>（負担金の納付）</p> <p>第三十八条（略）</p> <p>一 实用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第百六十六号。次号において「原子炉等規制法」という。）第二十三条第一項第一号に規定する实用発電用原子炉をいう。次号において同じ。）に係る同項の許可を受けた者</p> <p>二 实用再処理施設（原子炉等規制法第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設のうち实用発電用原子炉において燃料として使用した核燃料物質（原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。）に係る再処理（原子炉等規制法第二十一条第八項に規定する再処理をいう。）を行うものとして政令で定めるものをいう。）に係る原子炉等規制法第四十四条第一項の指定を受けた者</p> <p>24（略）</p>

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）（附則第二十七条関係）（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
<p>（除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等の保管）</p> <p>第三十一条 国は、除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等（除去土壌及び土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物をいう。以下同じ。）を、やむを得ず当該除去土壌等に係る土壌等の除染等の措置を実施した土地において保管する必要があると認めるときは、当分の間、当該土地の所有者等（これらの者から権利を承継した者又は権利の設定を受けて、新たに当該土地の所有者等となつた者を含む。第五項並びに第三十九条第一項及び第七項において同じ。）に対し、当該土地において当該除去土壌等を保管させることができる。ただし、当該土地が警戒区域設定指示（事故に関して原子力災害対策特別措置法第十五条第三項又は第二十条第二項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長に対して行った同法第二十七条の四第一項又は同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示をいう。）の対象区域であること、過失がなくて当該土地の所有者等が知れないこと等により当該土</p>	<p>（除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等の保管）</p> <p>第三十一条 国は、除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等（除去土壌及び土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物をいう。以下同じ。）を、やむを得ず当該除去土壌等に係る土壌等の除染等の措置を実施した土地において保管する必要があると認めるときは、当分の間、当該土地の所有者等（これらの者から権利を承継した者又は権利の設定を受けて、新たに当該土地の所有者等となつた者を含む。第五項並びに第三十九条第一項及び第七項において同じ。）に対し、当該土地において当該除去土壌等を保管させることができる。ただし、当該土地が警戒区域設定指示（事故に関して原子力災害対策特別措置法第十五条第三項又は第二十条第三項の規定により内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長（同法第十七条第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。）が市町村長に対して行った同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示をいう。）の対象区域であること、過失がなくて当該土地の所有者等が知れないこと等により当該土地の所有者等に当該除去土壌等</p>

地の所有者等に当該除去土壌等を保管させることが困難な場合には、国が、当該土地において当該除去土壌等を保管することができる。

25 (略)

第五十六条 削除

を保管させることが困難な場合には、国が、当該土地において当該除去土壌等を保管することができる。

25 (略)

(原子力安全委員会の意見)

第五十六条 環境大臣は、第二十条、第二十三条第一項及び第二項、第二十四条第一項及び第二項、第四十条第一項並びに第四十一条第一項の環境省令の制定又は改廃をしなければならないときは、あらかじめ、原子力安全委員会の意見を聴かなければならない。

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（附則第四十条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案

現行

<p>（所掌事務）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四十七（略）</p> <p>四十七の二 原子力損害の賠償に関すること。</p> <p>四十八以下（略）</p> <p>（設置）</p> <p>第三十七条（略）</p> <p>2（略）</p>		<p>（略）</p> <p>原子力委員会</p> <p>（略）</p> <p>原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）及び原子力委員会設置法（昭和三十年法律第八十八号）</p> <p>（略）</p>
--	--	---

<p>（所掌事務）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四十七（略）</p> <p>（新設）</p> <p>四十八以下（略）</p> <p>（設置）</p> <p>第三十七条（略）</p> <p>2（略）</p>		<p>（略）</p> <p>原子力委員会</p> <p>（略）</p> <p>原子力安全委員会</p> <p>（略）</p> <p>原子力基本法（昭和三十年法律第八十六号）及び原子力委員会及び原子力安全委員会設置法（昭和三十年法律第八十八号）</p> <p>（略）</p>
---	--	--

国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（附則第四十一条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案		現行	
別表第一	別表第一	環境省	環境省
環境省	原子力規制委員会		

改正案

現行

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 文部科学省の設置並びに任務及び所掌事務</p> <p>第一節 文部科学省の設置（第二条）</p> <p>第二節 文部科学省の任務及び所掌事務（第三条・第四条）</p> <p>第三章 本省に置かれる職及び機関</p> <p>第一節 特別な職（第五条）</p> <p>第二節 審議会等</p> <p>第一款 設置（第六条）</p> <p>第二款 科学技術・学術審議会（第七条）</p> <p>第三款 宇宙開発委員会（第八条 第十七条）</p> <p>第四款 国立大学法人評価委員会（第十八条）</p> <p>第五款 削除</p> <p>第六款 独立行政法人評価委員会（第二十条）</p> <p>第三節 特別の機関（第二十一条 第二十四条）</p> <p>第四節 削除</p> <p>第四章 文化庁</p> <p>第一節 設置並びに任務及び所掌事務</p> <p>第一款 設置（第二十六条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 文部科学省の設置並びに任務及び所掌事務</p> <p>第一節 文部科学省の設置（第二条）</p> <p>第二節 文部科学省の任務及び所掌事務（第三条・第四条）</p> <p>第三章 本省に置かれる職及び機関</p> <p>第一節 特別な職（第五条）</p> <p>第二節 審議会等</p> <p>第一款 設置（第六条）</p> <p>第二款 科学技術・学術審議会（第七条）</p> <p>第三款 宇宙開発委員会（第八条 第十七条）</p> <p>第四款 国立大学法人評価委員会（第十八条）</p> <p>第五款 放射線審議会（第十九条）</p> <p>第六款 独立行政法人評価委員会（第二十条）</p> <p>第三節 特別の機関（第二十一条 第二十四条）</p> <p>第四節 地方支分部局（第二十五条）</p> <p>第四章 文化庁</p> <p>第一節 設置並びに任務及び所掌事務</p> <p>第一款 設置（第二十六条）</p>

第二款 任務及び所掌事務（第二十七条・第二十八条）

第二節 審議会等（第二十九条 第三十一条）

第三節 特別の機関（第三十二条）

第五章 雑則（第三十三条）

附則

（所掌事務）

第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 六十九（略）

七十から七十五まで 削除

第二款 任務及び所掌事務（第二十七条・第二十八条）

第二節 審議会等（第二十九条 第三十一条）

第三節 特別の機関（第三十二条）

第五章 雑則（第三十三条）

附則

（所掌事務）

第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 六十九（略）

七十 原子力損害の賠償に関すること。

七十一 国際約束に基づき保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関すること。

七十二 試験研究の用に供する原子炉及び研究開発段階にある原子炉（発電の用に供するものを除く。）並びに核原料物質及び核燃料物質の使用に関する規制その他これらに関する安全の確保に関すること。

七十三 原子力の安全の確保のうち科学技術に関するものに関すること。

七十四 放射線による障害の防止に関すること。

七十五 放射能水準の把握のための監視及び測定に関すること。

七十六以下（略）

七十六以下（略）

第六条 (略)

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより文部科学省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。

国立大学法人評価委員会  
独立行政法人評価委員会

第五款 削除

第十九条 削除

第四節 削除

第二十五条 削除

第六条 (略)

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより文部科学省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。

国立大学法人評価委員会  
放射線審議会  
独立行政法人評価委員会

第五款 放射線審議会

第十九条 放射線審議会については、放射線障害防止の技術的基準に関する法律(昭和三十三年法律第百六十二号。これに基づき命令を含む。)の定めるところによる。

第四節 地方支分部局

(原子力事務所)

第二十五条 文部科学省に、地方支分部局として、原子力事務所を置く。

2| 原子力事務所は、文部科学省の所掌事務のうち、第四条第六十八号、第七十一号から第七十五号まで及び第九十七号に掲げる事務を分掌する。

3| 原子力事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

4| 原子力事務所の内部組織は、文部科学省令で定める。

改正案

現行

<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 経済産業省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 五十六（略）</p> <p>五十七及び五十八 削除</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 経済産業省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 五十六（略）</p> <p>五十七 原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに発電用原子力施設に関する規制その他これらの事業及び施設に関する安全の確保に関すること。</p> <p>五十八 エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保に関すること。</p>
<p>五十九以下（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第十七条 資源エネルギー庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第十五号、第十七号、第二十八号から第三十号まで、第三十二号、第三十三号、第四十二号、第四十五号、第四十八号から第五十六号まで、第五十九号、第六十二号及び第六十四号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（産業保安院）</p> <p>第二十条 資源エネルギー庁に、産業保安院を置く。</p>	<p>五十九以下（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第十七条 資源エネルギー庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第十五号、第十七号、第二十八号から第三十号まで、第三十二号、第三十三号、第四十二号、第四十五号、第四十八号から第五十九号まで、第六十二号及び第六十四号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（原子力安全・保安院）</p> <p>第二十条 資源エネルギー庁に、原子力安全・保安院を置く。</p>

<p>2 産業保安院は、エネルギーに係る安全（原子力に係るものを除く。）及び産業保安の確保を図るための機関とする。</p> <p>3 産業保安院は、第四条第一項第五十九号、第六十二号及び第六十四号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>4 産業保安院の長は、産業保安院長とする。</p> <p>5 産業保安院の職員（産業保安院長を除く。）の任免は、産業保安院長が行う。</p> <p>6 産業保安院の位置及び内部組織は、政令で定める。 （産業保安監督部等）</p> <p>第二十一条 産業保安院に、産業保安監督部を置く。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、当分の間、産業保安院に、那覇産業保安監督事務所を置く。</p> <p>3 産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所は、産業保安院の所掌事務のうち、産業保安の確保に関する事務を分掌する。</p> <p>4 以下（略）</p>	<p>2 原子力安全・保安院は、原子力その他のエネルギーに係る安全及び産業保安の確保を図るための機関とする。</p> <p>3 原子力安全・保安院は、第四条第一項第五十七号から第五十九号まで、第六十二号及び第六十四号に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>4 原子力安全・保安院の長は、原子力安全・保安院長とする。</p> <p>5 原子力安全・保安院の職員（原子力安全・保安院長を除く。）の任免は、原子力安全・保安院長が行う。</p> <p>6 原子力安全・保安院の位置及び内部組織は、政令で定める。 （産業保安監督部等）</p> <p>第二十一条 原子力安全・保安院に、産業保安監督部を置く。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、当分の間、原子力安全・保安院に、那覇産業保安監督事務所を置く。</p> <p>3 産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所は、原子力安全・保安院の所掌事務のうち、産業保安の確保に関する事務を分掌する。</p> <p>4 以下（略）</p>
--	--

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 九十三（略）</p> <p>九十四 削除</p> <p>九十五以下（略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 国土交通省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 九十三（略）</p> <p>九十四 実用船用原子炉及び外国原子力船に設置された原子炉に関する規制に関すること。</p> <p>九十五以下（略）</p>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 環境省の設置並びに任務及び所掌事務等</p> <p>第一節 環境省の設置（第二条）</p> <p>第二節 環境省の任務及び所掌事務（第三条・第四条）</p> <p>第三節 環境省の長（第五条）</p> <p>第三章 本省に置かれる職及び機関</p> <p>第一節 特別な職（第六条）</p> <p>第二節 審議会等（第七条 第十条）</p> <p>第三節 特別の機関（第十一条）</p> <p>第四節 地方支分部局（第十二条）</p> <p>第四章 原子力規制委員会（第十三条）</p> <p>附則</p> <p>（任務）</p> <p>第三条 環境省は、地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全（良好な環境の創出を含む。以下単に「環境の保全」という。）並びに原子力の研究、開発、及び利用における安全の確保を図ることを任務とする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 環境省の設置並びに任務及び所掌事務等</p> <p>第一節 環境省の設置（第二条）</p> <p>第二節 環境省の任務及び所掌事務（第三条・第四条）</p> <p>第三節 環境省の長（第五条）</p> <p>第三章 環境省に置かれる職及び機関</p> <p>第一節 特別な職（第六条）</p> <p>第二節 審議会等（第七条 第十条）</p> <p>第三節 特別の機関（第十一条）</p> <p>第四節 地方支分部局（第十二条）</p> <p>（新設）</p> <p>附則</p> <p>（任務）</p> <p>第三条 環境省は、地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全（良好な環境の創出を含む。以下単に「環境の保全」という。）を図ることを任務とする。</p>

(所掌事務)

第四条 環境省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜七

八 環境基準（環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第一項に規定する基準をいう。）の設定に関すること。

九〜十九（略）

十九の二 原子炉の運転等により生じた事故等により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関すること。

二十〜二十四（略）

二十四の二 原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第

号）第四条第一項に規定する事務

二十五（略）

第三章 本省に置かれる職及び機関

(設置)

第七条 別に法律で定めるところにより環境省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。

中央環境審議会

公害健康被害補償不服審査会

有明海・八代海等総合調査評価委員会

独立行政法人評価委員会

(所掌事務)

第四条 環境省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜七

八 環境基準（環境基本法第十六条第一項に規定する基準をいう。）の設定に関すること。

九〜十九（略）

(新設)

二十〜二十四（略）

(新設)

二十五（略）

第三章 環境省に置かれる職及び機関

(設置)

第七条 別に法律で定めるところにより環境省に置かれる審議会等は、次のとおりとする。

中央環境審議会

公害健康被害補償不服審査会

有明海・八代海等総合調査評価委員会

独立行政法人評価委員会

(地方環境事務所)

第十二条 本省に、地方支分部局として、地方環境事務所を置く。

2 地方環境事務所は、環境省の所掌事務のうち、第四条第五号、第六号、第八号から第十四号まで、第十六号から第二十二号まで及び第二十五号に掲げる事務を分掌する。

3 地方環境事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

4 地方環境事務所の内部組織は、環境省令で定める。

第四章 原子力規制委員会

第十三条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて環境省に置かれる外局は、原子力規制委員会とする。

2 原子力規制委員会については、原子力規制委員会設置法及びこれに基づいて命令の定めるようにする。

(地方環境事務所)

第十二条 環境省に、地方支分部局として、地方環境事務所を置く。

2 地方環境事務所は、環境省の所掌事務のうち、第四条第四号から第六号まで、第八号から第十四号まで、第十六号から第二十二号まで及び第二十五号に掲げる事務を分掌する。

3 地方環境事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

4 地方環境事務所の内部組織は、環境省令で定める。

(新設)